

平成30年度第3回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成30年(2018年)6月22日(金) 13:30 ~ 15:50

2 場 所 長野県庁西庁舎 111号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) (仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書について(第3回審議)

(2) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(副))

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

北 原 曜

陸 齊

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 寛 志 (委員長職務代理者(正))

御 巫 由 紀

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

大 窪 久美子

亀 山 章

塩 田 正 純

中 村 雅 彦

野見山 哲 生

山 室 真 澄

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから平成30年度第3回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守くださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員をご報告いたします。大窪委員、亀山委員、塩田委員、中村雅彦委員、野見山委員、山室委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは条例の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

委員の皆様、御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。
時間が限られておりますので、早速議事に入らせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。
では本日の会議の進行予定と配布資料について事務局から説明をお願いします。

事務局
是永
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の是永剛と申します。よろしくお願いいたします。本日の会議の予定及び御手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、「都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書」について、第3回目の御審議をお願いいたします。概ね15時30分には審議を終了する予定としております。

次に本日の会議資料ですが、資料1は、前回の技術委員会において委員の皆さまからいただいた御意見及び追加意見を整理いたしまして、都市計画決定権者等の説明、見解をまとめたものです。また、資料1-1から1-15は資料1の都市計画決定権者の説明、見解に付随する資料となります。また、補足資料として植物の確認位置図、猛禽類の繁殖行動を表した資料となり、こちらは非公開情報となり委員限りの配布となります。

資料2-1は、準備書に対する環境保全の見地からの住民意見等の概要及び都市計画決定権者等の見解となります。また、資料2-2は都市計画案に係る経過と住民意見等の概要をお示しした資料となります。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。今説明のありました資料は御手元に揃っていますでしょうか。もし不足等がありましたら途中でも結構ですので事務局までお申し付けください。

それでは審議に入ります。本日の議事は「(仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価準備書」についての審議です。

都市計画決定権者の皆様と事業者、関係者の皆様方には御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。

では早速資料1について説明をお願いいたします。

事業者
渡辺
(伊那建設事務所)

伊那建設事務所の計画調査係長の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。
本日の御手元の資料1について、先ほどの御説明のとおり前回委員会での御意見と見解をまとめたものですが、合計33項目となっています。本日は時間の関係で事後

回答とさせていただいた項目について御説明いたします。

1番は降水量や台風による影響についての御意見です。前半の御意見は前回の委員会の中で回答したとおりですが、後半の御指摘は平成29年度のデータを資料1-11に示しております。昨年10月～11月に台風が上陸しましたが、この際伊那地域気象観測所において、時間最大降水量は13mmにとどまっております。またこのデータについては評価書作成時に反映していきたいと考えています。

2番の御意見は降水量と降雨量の言葉についての御指摘でした。御指摘のとおり降水量が正しい表現となるので、資料1-21に訂正した記載をお示しております。

3番は盛土材の汚染対策に関する御意見です。前回の資料を訂正させていただきたいと思っております。配布した資料1-3を御覧ください。

土壌汚染対策法における指定区域からの盛土材の搬入については、前回はやむを得ない場合は搬入するといった表現となっておりましたが、指定区域からの搬入は原則認められないことから、資料1-3のa)に示すとおり、「指定区域からの盛土材搬入はしない」という表現に訂正させていただきます。また下のb)に示すとおり、盛土材の搬入にあたっては、搬出する側と搬入する側の双方で土壌汚染有無の確認を行い、汚染物質が含まれている場合は学識経験者などから意見聴取の上、必要な措置を講じる旨を記載しています。詳細な品質管理の方法については、具体的な施工方法が決まってきた段階で適切な管理方法を決めていきたいと思っております。

4、5番については前回の委員会で回答済となっております。

6番は盛土部の防災的な位置付けと盛土部の高さ表示に関する御意見です。例えば大沢川付近のように、斜面からの土砂が盛土によって抑えられるような役割を果たす部分もありますが、災害対策施設のように災害対策の目的で盛土を行うわけではないので、防災的な位置付けはありません。

後半の御意見の盛土の高さについては、資料1-4に9ブロックの概ねの高さを表示することとしております。

7番は前回委員会で回答済みです。

8番は大気質の寄与率記載に関する御意見です。御意見を踏まえ資料1-5に寄与率を追記することとしています。こちらの寄与率ですが、整数値で表示しておりますので寄与率がごく小さいものは0%になることをご了承ください。

9番から12番は前回委員会で回答済みです。

13番は基準、又は目標の記載についての御意見です。御意見の要旨は基準のみで目標の設定がない項目については「又は目標」という記載は不要ではないかという御指摘でした。予測項目によっては環境基準や規制基準などの「基準」のもの、参考値や参考指標などの「目標」のものがあります。今回の御意見を踏まえ資料1-6を御覧ください。こちらに示すとおり不要な記載を削除しました。なお、資料1-6は騒音の項目のみ示しておりますが、大気質、振動、低周波音及び日照阻害等についても同様に修正を行います。

14番は建設機械やユニットの記載に関する御意見です。使用する主な建設機械については、準備書の第3章3-23ページに示しております。また各項目の予測評価については、第3章に記載した建設機械を想定して予測しています。予測評価で想定している建設機械が分かるように、資料1-7に示すとおり第12章の該当箇所に建設機械を追記します。

15番の御意見は騒音と振動の工事用車両の運行に係る予測に関してですが、工事用車両による騒音レベルと振動レベルの増分である ΔL を表示すべきという御意見です。このことについては資料1-8に示すとおり該当箇所に御指摘の数字を追記します。

16～20番については前回委員会で回答済みです。

21番は委員会後に追加でいただいたものです。内容は井戸調査に関する御意見で、調査の方法や時期について、ということですが、事後回答としては民間の井戸も含めた地下水利用状況については、アセス法の事後調査の対象ではないので評価書には

記載しません。しかし事業実施による補償対象となるので、工事前に地下水利用状況を把握する調査を行います。また準備書作成段階で大規模な民間取水施設が存在しないことは把握しているので、資料1-9に示すとおり該当箇所にその旨を追記しております。地下水の事後調査の記載に関しては、準備書では供用後及び工事中に地下水位の観測をすることとしております。これとは別に、道路の詳細な設計を行う上で必要な調査の一つとして、通水の方法や構造の検討のために、ボーリング等の調査は工事前の設計段階で必要となるので、その段階で実施することとします。

22番も追加の御意見です。地下水の流向について、どのように判断したかという御意見です。流向については観測井戸の2点間の高さより流れの方向を推定しています。

23番の御意見はハザードマップや土砂災害警戒区域図、浸水想定区域図に関する御意見です。各市村のハザードマップと準備書に記載した浸水想定区域図などを確認したところ、準備書に掲載した浸水想定区域図と土砂災害警戒区域図は新しいデータとなっております。このことから準備書において既に最新の区域図にルートを示しておりますが、資料1-10に示すとおりハザードマップ上にもルートを表示しました。

24番は防災効果の記載に関する御意見です。資料1-10に示すとおり、土砂災害警戒区域図と浸水想定区域図に、それぞれコメントを掲載することとしております。

25番は揺れやすさマップ、液状化マップや断層に関する御意見です。断層については準備書第4章4-43ページの表層地質図に示しております。今回の事業に係る各市村のハザードマップにおいては、液状化や揺れやすさに関する情報はありませんでした。このため公表されている液状化マップと揺れやすさマップに計画路線位置を図示した資料が1-10となっています。

26番は植物のメハジキ、イヌハギ及びミクリ属の影響予測に関する御意見です。植物への影響は、計画路線と植物種との距離のほか生育基盤の連続性や面積、日照、降雨などの要素が関係すると考えられます。本日配布した補足資料を御覧ください。2枚目にイヌハギの生息地付近には元々市道があり、市道で生育基盤が分断されていると考えられます。事業実施区域は市道より東側にあり、市道より西側にあるイヌハギの生育環境は保全されることが考えられます。補足資料4枚目はメハジキの生息地付近です。大沢川の堤防付近に元々広い草地があったものが事業実施区域により分断されて狭くなってしまうため、生育環境が保全されないおそれがあると考えます。また、イヌハギの生息地付近は、元々市道の存在などにより段差があり、生育基盤が連続していなかったと考えられます。したがって伊駒アルプスロードが通ったことによる影響は小さいと考えます。

事後回答に「生育基盤の現況地盤高が計画道路高より高い」とありますが、正しくは「生育基盤の現況地盤高が計画道路位置の現況地盤高より高い」となりますので、訂正をお願いいたします。

ミクリ属に関しては計画路線から約40m離れるので、風や日照条件の変化はほとんどないと考えられます。また河川の改変についても橋台設置などの部分的な改変に限られるため、条件が大幅に変わることはないと考えます。これらの考えからミクリ属の生育環境は保全されると予測しています。

27番は猛禽類の高利用域解析を行うべきとの御指摘ですが、今回高利用域解析は必要ないと考えます。その判断の理由について御説明いたします。

資料1-11を御覧ください。計画路線周辺で飛翔を確認されてはいるものの集中はしておらず、計画路線に営巣中心が存在しないこと、繁殖の指標行動である巣材選び、餌選び、ディスプレイ、幼鳥なども確認されておられません。補足資料にはオオタカとハチクマの飛翔図も掲載しておりますので併せて御覧ください。資料1-2の前回の回答についても修正をお願いいたします。

28番はナゴヤダルマガエルに関してです。今週になり大窪委員から情報提供いただきましたので次回の第4回委員会でこちらの回答や見解をお示しいたします。

29番は特にミヤマシジミについての定量的評価に関する事後調査実施の御要望ですが、御要望があることは承知しており、事後調査について検討させていただきましたが事業実施による影響はないと予測していることから、事後調査は行わないとさせていただきます。

30番は三峰川サイクリング・ジョギングロードの景観に関する御意見です。被写体が小さくなっているという御指摘に関しては、本日の配布資料1-12を御覧ください。拡大した写真のフォトモンタージュを作成しております。三峰川サイクリング・ジョギングロードが地図上でカーブしているように見えないといった指摘に対しては、資料1-13を御覧ください。眺望点の実線の赤丸のところは局部的にカーブしております。また眺望点の選定については主要な眺望点の定義として、省令で「不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」とされています。資料1-13の地図に不特定多数の利用がある三峰川レストパークを示しています。こちらは伊駒アルプスロードから遠くなってしまうことから選定はしておりません。このレストパークより近くで駐車スペース等看板を設置してある場所があるため、地図で示す眺望点を選定しております。地図で示す眺望点の看板も設置されており、不特定多数の利用者が景色を眺める可能性があることから、今回はこちらを主要な眺望点として選定しました。

31番は前回委員会で回答済です。

32番は河岸段丘の景観についての御指摘です。段丘自体を残すという保全措置はないため、準備書の記載表現は適切ではないといったものです。資料1-14のとおり該当箇所を修正しました。具体的には保全措置を行っても河岸段丘を分断してしまうことが避けられないため、河岸段丘を分断しないという表現は削除しました。また評価において環境負荷の回避低減を図っていると記載していた箇所についても、御意見を踏まえすと回避ができないこととなりますのでその部分を削除しました。

33番は三峰川サイクリング・ジョギングロードの付け替えに関して、堤内地側がボックスカルバートの場合は、橋梁より影響が大きいのではないかという御指摘です。イメージと写真を本日配布の補足資料に掲載してございます。ボックスカルバートの大きさは今後の設計において検討していきますが、河川の管理用道路を兼ねることが想定されるため、車両が通行できる高さが必要になります。ある程度大きな断面のボックスカルバートになりますので、御指摘の圧迫感などへの影響が大きいといった評価はしておりません。また資料1-15に示すとおり、利用性に配慮するためボックスカルバート内に照明灯を設置することを追記しております。

資料1についての説明は以上となります。

片谷委員長

ありがとうございました。では、資料の順番に沿って確認していきます。基本的には、事後回答を出していただいた項目を順に確認していきますが、事後回答の出していない項目についても、お気づきの点があれば御発言をお願いします。最初に御発言をいただいた委員の御見解をいただき、その後、他の委員からも御意見をいただきます。

では、始めてまいります。1番は梅崎委員の御意見です。いかがでしょうか。

梅崎委員

資料ありがとうございました。

議事録では修正しましたが、台風の影響は今年の10月下旬です。また、上陸という言葉も適当ではないので資料1の表現について修正をお願いします。

資料については、こういう資料があると安心します。造成計画や道路構造等に適切に使用していただければと思います。

片谷委員長

資料1と前回の議事録が不整合になっているとのことですね。事務局どうしますか。

事務局
是永

資料1の記載を修正し、記載を揃えます。

片谷委員長	資料1の事後回答の記載のニュアンスの問題かと思います。
事業者 唐澤	先生のおっしゃるとおり、間接的にそのような効果があることはそのとおりですので、資料1の記載を修正させていただきたいと思います。
片谷委員長	直接の目的とするものではないという趣旨ですよね。実際、東日本大震災では、仙台東部道路は防災のために作った道路ではないですが、明らかに堤防の役割を果たしました。結果としてそうなることはあるけれど、それを狙って作っているものではないという趣旨ですね。
梅崎委員	<p>前回の委員会では、この目的を強調されていたので、その区間の箇所を指定したらどうですかと意見しました。今の話でしたら、そういった説明で結構です。</p> <p>あともう一つ、後で眺望点の変更など、この道路の景観についてあるのですが、かなり盛土の高いところもあるため、近傍での圧迫感が気になるとは思いますが、いかがでしょうか。</p>
事業者 唐澤	<p>眺望点の選定の考え方といたしまして、観光地や人が集まる場所を選んでおります。今回、高い盛土部分の近くにそういった場所がございましたので、結果としてそういった場所は選定しませんでした。</p> <p>高いところの近くを対象とするといった選定の仕方は、今回は行っておりません。</p>
梅崎委員	専門の亀山委員がいらっしゃらないので、自然豊かで平坦なところに大きな盛土ができることに対する圧迫感が影響するのか、検討をした方がよいのかは分かりませんが、一つの意見として申し上げます。
片谷委員長	最大が12mですので、目の前に立てばかなりの圧迫感がありますね。
事業者 唐澤	<p>先生御指摘の一番高い12mのところは天竜川の近傍であり、堤防の高さ、橋桁の厚さ及び余裕高を見て設定しております。</p> <p>堤防の近くに集落や人家はほとんどございません。右岸側は全く無く、左岸側も少し離れている状況ですので、フォトモンタージュは作っておりませんが、近くに道路ができて圧迫感があるという印象を与えることはないと考えています。</p>
片谷委員長	<p>今の趣旨のことを、景観のところに追記していただくとよいかと思います。盛土が高いところもあるが、近隣に人家がないため、眺望点として選定していないという趣旨を追記していただくと、後で見た人が理解しやすくなります。</p> <p>眺望点の選定理由が書かれた場所があったと思いますので、評価書の時に追記していただきたいと思います。</p>
事業者 唐澤	検討したいと思います。
片谷委員長	<p>何らかの追記をする方向で検討してください。他の委員の皆様から何か御意見はありますでしょうか。</p> <p>では、次に進みます。7番は事後回答がございません。8番は私の意見で、資料1-5を出していただき、寄与率を追記いただきました。SPMについては寄与率0%が並んでいます。整数で書けばこうなることはやむを得ないのですが、表の脚注に、四捨五入の結果寄与率が0%になっているが、寄与が全くないことを意味するものではない旨を追記することは可能ですか。</p>

事業者
唐澤 はい。そのように対応したいと思います。

片谷委員長 では、お願いします。他の委員の皆様から何かありますか。では次にまいります。
9～12番は事後回答がございません。13～15番について今日塩田委員は御欠席ですが、事務局に何か御意見は来ていますでしょうか。

事務局
是永 特段来ておりません。

片谷委員長 指摘のとおり修正いただいていますので、私が見る限り問題は無いと思います。おそらく塩田委員も御異論はないと思いますので了解したものとしたいと思いますが、委員の皆様何か御意見ありますか。ないようですので了解したものといたします。
続きまして、21番、22番について水象に関する富樫委員の御意見です。いかがでしょうか。

富樫委員 水象のところでは私から色々意見を言っているのは、この案件で直接地下水に大きな問題が出るかどうかというよりは、この調査のやり方と評価の仕方がそのまま評価書になってしまうと、その後の案件でこれをお手本にされてしまうかもという心配からです。例えば保全対象となる井戸などのデータがわずかしか載っていないが、これでも予測評価ができるという前例になってしまうことが心配です。
20番の回答では、「保全対象を地下水位そのものと捉えております」「地下水位に影響を与えないから影響はありません」とのことですが、「影響を与えないから影響はない」という説明は全く論理的ではありません。井戸の情報は市町村へ調査した中では一部しか把握できていない状況とのことですが、基本的に地下水の場合は、ある影響範囲の中の1戸1戸について現地で確認し、井戸の有無、種類、利用状況等のデータが揃っていない場合は議論のしようがないというのが実際です。
今一度確認させていただきたいのですが、保全対象となる公的な井戸や水源以外の民家の井戸などについて現地調査は今後行うのか、行わないのか確認させてください。

事業者
唐澤 井戸については補償対象となり、工事実施後に井戸が枯れたとなると非常によろしくありませんが、工事着手前に必ず井戸調査は実施します。また、対策を取りながら工事後の調査も行い、工事前と比べてどうなったかもしっかりと調査いたします。

富樫委員 補償対象としてとのことですが、一番よいのは補償が必要ないような対策が取られることだと思います。
地下水に関する影響調査の場合は、影響を及ぼす工事と、影響を受ける可能性のある対象と、影響を繋ぐ水理地質条件の3つが揃って初めて予測評価ができるものです。
最低限、これらの3つの要素はきちんと事前に調査していただきたいというのが私の意見です。

片谷委員長 事前にというのは、工事着工前にというのが事業者の回答ですが、アセスメントをしている評価書以前にそのデータが出てくることを求めているということですか。

富樫委員 それが本当は望ましいと思います。水象の分野で予測評価を行い、周辺の住民の方々に不安を与えないようにするためには、極力そのようにしていただきたいと思います。

片谷委員長 ただ、タイミングとして今から評価書までの間にその調査を全部実施するのが現実的に可能かという判断も入ってきます。今の事業者の回答は、着工前には必ず調査し、ま

た、工事終了後にも調査するとのことですが、影響が出ている場合には補償の対象となりますが、当然影響をできるだけ回避する工事をするという趣旨かと思えますけれど、それは許容範囲ではないということでしょうか。

富樫委員

許容範囲かどうかは、対象のデータがあって初めて分かることですので、今の時点ではデータがありませんので良いとも悪いとも判断できず、こういった状況で審議をしると言われても困るというのが私の気持ちです。ただ、現実的に評価書までの間にそういう調査ができないということでしたら、きちんと周辺の現地調査をした上で、影響を及ぼさないよう万全を尽くすということまで踏み込んで記載していただかないといけなかないかと思えます。

片谷委員長

それは全くごもっともな御意見ですので、事後回答のところに今口頭で言っていた内容をもう少し追記していただくことは可能ですか。

事業者
唐澤

こういった形で記載するかも含めて検討させていただいてよろしいでしょうか。

片谷委員長

次回がおそらく最終の審議になりますので、それまでに修正をお願いします。

事業者
唐澤

21 番の事後回答で工事前に調査を行うこととしていますが、それでは不足しているということでしょうか。

片谷委員長

周辺の地質等の情報を重ね合わせて、最大限影響が出にくい工事の遂行に努め、さらに工事完了後に影響の有無の確認を行うという部分がありません。工事着手前の調査のことは記載されていますが、それを工事にどう反映させ、工事終了後にどう確認するかの記載がこの事後回答には明確に表れていないということが、富樫委員の御指摘の趣旨かと思えますので、そういった記載を追加していただければいいかと思えます。評価書に追記していただくのがよいかと思えます。

事業者
唐澤

どこに記載するかということも含めて検討させていただきたいと思えます。

片谷委員長

次回が最終回ですので出来るだけ早めに、事務局と調整して御対応いただくようお願いいたします。富樫委員それでよろしいですか。

富樫委員

ぜひお願いしたいと思えます。

関連して、22 番の意見の事後回答に、地下水の流れの方向は井戸 2 地点の地下水面の高さから推定しているとありますが、基本的に 2 地点では方向は決まりません。少なくとも 3 地点以上で観測地点網を作って同じポテンシャルの場所を見つけ、それに直交する方向に地下水が流れるというのが求め方ですので、2 地点を比べて矢印を引いているのであれば誤りです。準備書に記載のある矢印はむしろ載せない方がよいと思えます。

片谷委員長

確かに、私は専門家ではありませんが、2 点のデータで流向を決めるのは、かなり無理がある気がします。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

図面を作られたのは専門の方でしょうから、2 点のはずがないので、事後回答が勇み足ではないかと思えます。3 点間や多点と書いていただければよいのではないかと思えます。

コンサルタント
 尾原
 ((株)千代田コンサル
 タント)

例えば、宮田村では4点で地下水位を測りまして、2点間というのは4点のうちのそれ
 ぞれの地点間を比較しまして、水位の差で流動方向を決める形にしております。

片谷委員長

では、資料1の記載があまり適切ではないようですので、今日の資料1の記載を修正し
 ていただき、評価書においても出来るだけ分かるような記載にさせていただくという対応
 で、富樫委員、鈴木委員よろしいですか。

富樫委員

基本的に、流向を決めるのに観測地点数が少なすぎます。本来であれば、既存の井戸が
 周辺にどれだけあるか事前に調べ、観測に使える井戸は使い、調査地点数を増やしてより
 確かな情報を得るのが通常の調査の方法です。事前に現地の調査データを増やしてい
 だきたかったというのが私の印象です。

片谷委員長

これから民有の井戸の調査もありますので、そこでデータが増えればより精度の高い
 流向の推定もあり得ると思います。事後調査若しくは追加モニタリングの中での確認事
 項として、流向についてもより精度の高い推定が出せるデータが出てくれば、事後調査報
 告書等の中で記載いただくようお願いしたいと思います。
 理想としては、富樫委員のおっしゃるとおり、今の段階でそうしたデータが揃っている
 ことが最も望ましいですが、無いものは無いので、これからデータが増えた中で確認や検
 討を行っていただき、できることはやっていただくということで、御対応をお願いいた
 します。
 他の委員の皆様から何か御意見ありますでしょうか。
 では、次に進みます。23番は梅崎委員の御意見です。

梅崎委員

資料の作成ありがとうございました。まず23番ですが、準備書が最新のデータである
 ことが確認できたので、これで結構です。
 ただ、ハザードマップに入れることが趣旨ではないので、最新のデータのものに入れて
 いただければよいです。今回示していただいた資料1-10に土砂災害警戒区域と浸水想定
 区域を一緒にした図面がつけてありますが、こういった重ねた図面があるといいという
 趣旨です。次の資料で結構ですが、最新のものでこういったものがあると一目瞭然です
 ので、こういった資料をつけていただければと思います。今回これを見ても、だいたいど
 ういう地域を通るのかすぐわかりやすくなりました。こういう資料の作成をお願いした
 いと思います。

片谷委員長

評価書に追加していただくという趣旨ですか。

梅崎委員

はい。それぞれを細かく見ることも大事ですが、大きくまとめて見ることも大事だと思
 います。

事業者
 小林
 (伊那建設事務所)

御指摘いただきましたとおり、準備書P4-261に土砂災害警戒区域等の、P4-263に浸水
 想定区域の位置図が最新でございます。これらの図を1つにした図を作成したいと思います。

片谷委員長

では、それを評価書に追加していただけるということでよろしいですね。

梅崎委員

ありがとうございます。
 続けてよろしいですか。あと資料をいくつか出していただいたものは、追記していただ
 くということでよろしく申し上げます。その中で、防災情報や地震被害想定など、文章が

追加されているものは、これを項目として追加されるということでしょうか。

片谷委員長

資料1-10で出していただいたものが、評価書に追加されるのかという質問です。

コンサルタント
岩沢

((株)千代田コンサル
タント)

前回の御意見をいただきまして、もし評価書に入れるのであれば、資料編の1.1若しくは3のところに、こういった形で示す案ということで、今回お出ししております。実際にこれを評価書に入れるかについては、法のアセスということもありますので、どうしても必要ということであれば記載させていただきます。

梅崎委員

資料編と本編のどちらに記載するのが適当でしょうか。

片谷委員長

資料編でも本編でも記載されれば記録に残るわけですから、どちらでなければならぬということは特にはないと思います。記載場所については事務局と事業者で調整していただき、必ずどこかには記載していただきたいというのが、委員会としての要望ということでしょうか。

梅崎委員

それで結構です。それと、先ほどの最初の意見と関連して、防災効果の記載ぶりの整合性を取っていただければと思います。

片谷委員長

では本編か資料編かは検討いただき、何らかの形で評価書に記載いただきましょう。また、知事意見には、できるだけ詳細な情報が図書に記載されるようにしていただきたいというような意見を盛り込みましょう。

他の委員の皆様何か御意見ありますか。梅崎委員25番まで一緒にコメントされたということでしょうか。まだありますか。どうぞ。

梅崎委員

この前の委員会で地元の大窪委員と2人で話していた時に、断層が少ないのではということおっしゃっていました。ちょっと古いデータではないかなと思ったのですがどうでしょうか。

片谷委員長

富樫委員コメントいただけますか。

富樫委員

これは、最新のデータになります。断層、活断層については、資料が複数あります。その中で、表現が違っている場合もあります。ここで参照されているデータは、現時点で最も新しいデータとしてまとめられているものですので、準備書段階の資料として引用するのは問題ないと思います。

片谷委員長

では、今の件については、確認できたものとさせていただきます。

他の委員の皆様よろしいでしょうか。では進みます。26番は大窪委員の御意見です。本日御欠席ですが、何か事務局に御意見は届いてますでしょうか。

事務局
是永

特段ございません。

片谷委員長

大窪委員からは特に御意見は届いていないとのことですが、御巫委員御意見をいただけますか。

御巫委員

不慣れなので、見方について教えて下さい。イヌハギは個体数が十分あるということで、事後調査が無くてもよいかと思いますが、ミクリは4箇所30個体と少ないので、事後調査があるかどうか確認したいです。どこを見れば事後調査の有無が分かるか教え

ていただけますでしょうか。

コンサルタント
岩沢

事後調査の対象種については、P12. 10-46に記載しております。カラスノゴマ、メハジキ、ミズマツバ、ウリカワの4種の事後調査を予定しております。

御巫委員

つまり、移植したものについてのみ事後調査を行うということでしょうか。

コンサルタント
岩沢

はい。そういうことになります。

御巫委員

ミクリを追加することは可能でしょうか。大窪委員はその部分を気にしているのかなと思ったのですが。

コンサルタント
岩沢

特別な理由があればですが、これを1種加えてしまうと、他の種との整合性が整わなくなってしまう。

御巫委員

難しいということでしょうか。

片谷委員長

前回の大窪委員の発言は、判断に納得がいけないという記載になっていますが、影響が起り得るのではないかという趣旨の御意見だったと理解しています。起り得ないと判断したことはどこに記載されているのでしょうか。

コンサルタント
尾原

ミクリ属の予測結果については、準備書 P12. 10-40 に記載しております。先生からは文書だけでは判断がつかないということがありましたので、今回の委員限りの補足資料 P5 にミクリ属の一種の確認位置図を拡大したものを載せております。こちらを見ますと、特にミクリ属の生育に影響を及ぼすのは湿生環境の変化になると思いますが、図の下の3地点については、道路工事によって堰き止めるといったことをしない限り河川環境は守れます。図の上の1地点についても、下流側での道路工事となるため、水域環境については変わらない状況にあります。また、日射環境についても、構造物は盛土になると思いますが、日照阻害の範囲も限られているため、光環境もおそらく変わらないだろうといったことが、拡大図から見て取れると思います。

片谷委員長

分かりました。この図面は大窪委員に送付済みですか。

事務局
是永

事前にお送りしております。

片谷委員長

今日の審議のあと1週間の追加意見の期間がありますよね。その間に事務局と大窪委員と直接やり取りしていただいて確認してください。事業者さんからこういう根拠で影響は想定されないという説明があったがどうか、といった意見照会をしていただけますか。

事務局
是永

分かりました。

片谷委員長

その結果と御巫委員にも大窪委員のコメントを送っていただいて、最終的な委員会としての判断としましょう。御巫委員もご協力をお願いします。

御巫委員

水環境とか日照は大丈夫だと思っています。一番怖いのは資材を置いてしまうといったことなので、多分大丈夫だと思います。

片谷委員長	これは施工管理の中の話ですね。やはり周辺に希少な動植物がいる地点があることは、施工会社にも十分注意していただいて、誤って資材を積まないようにしていただきますよう。これは施工管理上の努力できちんとやっていただくよう、委員会としてお願いするということですね。これはアセスの審査の範囲を少し越えますね。事業者さん、よろしいですか。
事業者 唐澤	今御指摘の件は、準備書 P12. 10-46 に施工中のことについて記載させていただいております。 工事施工ヤード及び工事用道路の計画区域内ということで限定させていただいております。
片谷委員長	その記載はいいですが、工事現場でうっかりエリアをはみ出して資材を置いたりということが起こらない保証もないので、しっかり管理をしていただくようお願いしたいと思います。 ではあとは事務局で大窪委員とやり取りをお願いします。 他の委員の皆様から何か御意見ございますか。よろしいですか。それでは次に 27 番にまいります。中村雅彦委員の御意見ですが、何か御意見は届いていますでしょうか。
事務局 是永	特段いただいておりません。
片谷委員長	これは記載内容の修正なのでいいかと思いますが、これもやはり確認していただきましょうか。事務局で対応をお願いします。 次の 29 番は中村寛志委員の御意見ですがいかがでしょうか。
中村寛志委員	影響がないと予測評価したのについて事後調査をして、その評価を再度評価するということは法アセスでは行われていませんが、前回は聞きましたが影響がないと予測されたミヤマシジミの生息をプロットされているところと、コマツナギがプロットされている地図について、盛土ではなく橋梁で通るから影響がないということでした。橋梁をするときの橋げたの位置がミヤマシジミとコマツナギの生息のしている場所には確実にかからないという意味ですか。
コンサルタント 岩沢	ミヤマシジミについて影響がないと判断したのは、直接改変がゼロということよりも、周囲に十分な生息の確認ができていることから判断しています。
中村寛志委員	この前と回答が違う気がします。盛土だからここが全部なくなるのではなくて、全部橋梁のためつぶれないので影響がないという回答だったと思います。
コンサルタント 岩沢	訂正します。直接改変のところに生息が確認されていないということです。橋梁についても直接改変がないことから影響がないと判断しています。
中村寛志委員	橋梁の橋げたを造る場所について、地図で示されているミヤマシジミとコマツナギのプロット上には橋げたの土台はこないということですね。
コンサルタント 岩沢	一応そのようにこちらでも把握しています。
中村寛志委員	三峰川大橋から伊那市役所までの三峰川のところに国交省の河川事務所と守る会が保護エリアを作っていて毎年調査データが出てきます。あとになって変化が出て困るの

で事後調査をしていただきたいと思ったのですが、システムとしては影響がなかったら事後調査はいらぬということになっているのでこれで結構だと思います。

片谷委員長

アセス法の上での事後調査の対象にはならないというのは、今中村寛志委員のおっしゃったとおりですが、地元の団体が独自に調査をしているのであれば、事業者さんもそれに協力もしていただきたいですし、データの提供を受けて確認する努力は自主的にしていただきたいですね。「自ら先頭に立って調査をしてください」とまでは申しませんが、せっかく周辺にそういった活動をしている団体あるということですので、そちらでやっているからほっとく、ではなくて、できるだけ協力をしてデータの提供を受けて、もし何か問題が発生していれば、当然追加の保全措置等の検討の対象にはなるという対応を図っていただきと思います。

法対象事業では事後調査は限定的に規定されていますが、それは何もしなくてはいいいという趣旨ではなく、法律の枠組みにのっとった事後調査は必要がない、という趣旨ですから、やはり色々な確認作業はやっていただく必要があると思います。この審議の中でも大窪委員から何回か御指摘が出ていますから、民間団体等と協力関係を築いて対応していただくようお願いしたいと思います。

ほかに御意見はございますか。

では30番の陸委員の御意見ですがいかがですか。

陸委員

事実確認をさせていただきたいのですが、眺望景観の写真はどこから撮ったものですか。

準備書P12.12-3の調査結果によると眺望点は堤防上のサイクリング・ジョギングロードから上流側を撮っているという記載になっていて、撮影場所を示した地図P12.12-2にある①を見ると、ジョギングロードがカーブしていないように見えます。しかし写真はカーブした先に計画道路とジョギングロードが交差する地点が見えないような場所から写真を撮っているように見えます。一体どこから写真を撮っているのか確認させてください。

事業者
唐澤

本日配布した資料1-13を御覧ください。中央やや左の伊駒アルプスロードの計画地の右に実線の丸が眺望点とありますが、この位置からフォトモンタージュの作成をしています。

陸委員

ここの丸のある眺望点はその中を道が北の方に曲がってはいずいぶん幅がありますが、堤防の道路から駐車スペースへ曲がって入っていった辺りで西に向かって写真を撮っているということですか。

事業者
唐澤

カーブの途中で西に向かって撮っています。

陸委員

なぜ堤防の上で西に向かって撮らないで、わざわざカーブしているところで撮るのですか。

コンサルタント
岩沢

人が集まりやすいということで、駐車ができるスペースでと考えています。またちょうど曲がったところにサイクリング・ジョギングロードの看板がありまして、こちらから三峰川を眺望する方々がいらっしゃるだろうということで、こちらを眺望点として設定しました。

陸委員

事後回答で「省令における主要な眺望点の・・・」と記載がありますが、「不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」としてロード上というのは十分入ると思います。準備書のP12.12-3においても眺望点として堤防上のサイクリング・ジョギ

ングロードと説明をされていますし、アルプスロードとジョギングロードが交差する地点が一番景観上インパクトの大きい場所ですので、そこがはっきりわかる場所からフォトモンタージュを作るのが通常のやり方だと思います。

今回になって初めて駐車スペースや看板の説明が出てきて、堤防から少し自動車道路側に入っていき道沿いから撮った写真だという説明ですが、説明が少しずつ変わっていくような感じがしますがいかがでしょうか。

コンサルタント
岩沢

三峰川サイクリング・ジョギングロードの快適性、利用性の変化に関しては人触れで評価しております。こちらでフォトモンタージュを作成したのは、伊那市の観光パンフレットに三峰川堤防と中央アルプスが代表写真として載っているの、そこから選定させていただいたポイントとご理解いただければと思います。観光ガイドに載っているということで人々の関心がありうるということで選定しました。

陸委員

景観と人触れは関連が深いので、分けて評価するのではなくて関連させられるように評価していただく方が通常だと思います。人触れの補足資料に交差の地点をイラストで表現されたものがありますが、こういうものを出すのであればこの部分をフォトモンタージュにして景観のところに出していただく方が素直なやり方だと思いますが、なぜ近傍であるにもかかわらずわざわざ分けてやっておられるのか、スッキリこないのですが。

コンサルタント
岩沢

三峰川サイクリング・ジョギングロードの眺望に関しては影響があると判断しております。景色の変化が生じると判断しており、それに対する保全措置を人触れのところで記載させていただきました。重複してしまっているのこちらの写真が三峰川サイクリングロードに関する評価になっているのではないかと判断いただくかと思いますが、私どもとしては、サイクリングロードは人触れで対応させていただいております。

陸委員

そういった変化があるということで対応しているということであれば、余計にどういった変化があるかということをもフォトモンタージュで提示していただく方が、準備書としては親切になるとは思いますがいかがでしょうか。

コンサルタント
岩沢

人触れのところでフォトモンタージュをつけるというパターンが、これまでアセスの事例ではありませんのでご検討させてください。

陸委員

検討していただければと思います。そうすると準備書 P12. 12-3 に「堤防上のサイクリング・ジョギングロード」と記載しているので、これを削除するということでもよろしいですか。

コンサルタント
岩沢

P12. 12-3 に「堤防上のサイクリング・ジョギングロードとなっているとともに 3km にわたって桜並木が整備されており、撮影スポットとなっている」とありますが、この文章を修正した方がいいということでしょうか。

片谷委員長

その眺望点からの写真はありますか。

陸委員

P12. 12-34 からの写真です。

片谷委員長

そうですね。これは予測はされているということですか。

陸委員

写真を見ると先の方で道が曲がっているの、おかしいなと思ってずっと質問していたわけです。眺望点の地図が 12. 12-2 に出ており、これだとロード上から西へ向かって写真を撮るような図になっています。今日の説明からすると地図上の表示がおかしいのか、①は堤防から少し道路上へ入った道ということなので、そのように修正していただい

た方がいいと思います。ただ、その眺望点がいいかどうかは疑問に思うというのが私の意見です。

片谷委員長

実際堤防上の写真ではないということですか。

陸委員

今日の説明だと、堤防から駐車スペースへ向かって入っていったところから撮った写真だということですので、堤防のジョギングロード上からではないということですか。

片谷委員長

P12. 12-34 の写真は堤防上で撮った写真ですよ。今日の資料の 1-12 はそれとは違うということですか。

事業者
唐澤

説明が不足して申し訳ないのですが、資料 1-13 の写真のカーブはここも堤防でして三峰川はところどころ霞堤があり、霞堤の部分が曲がった形状になっていて、そこも堤防となっており、サイクリング・ジョギングロードにもなっているところですよ。

陸委員

そうすると、P12. 12-2 の地図が川から少し離れた場所から撮っているということですか。そこだけカーブになっていますよね。

事業者
唐澤

図面に対して⑪の丸が大きい感じがしますが、ほぼこの丸の中には入っておりますが、丸の中心かといわれると少し右側かなと感じます。

陸委員

説明は分かったのですが、そのうえで交差する部分が見えない場所から写真を撮っているというのは、評価をする上でのフォトモンタージュとしてはいかがなものかということです。もう少し西へ寄った地点から写真を撮っていただく必要があると思います。

片谷委員長

北原委員どうぞ。

北原委員

私も陸委員に賛成です。私はここの堤防道路をウォーキングしていますが、かなり人数が多いです。12. 12-2 の地図の⑪は霞堤で少し奥まっている形です。ですからここから見ると手前に河畔林がありますのでよく見えなくなります。もう少し先の建設予定の橋の近くにくると橋がよく見えます。ここは多くの方が写真撮影に来ます。ここは三峰川の河畔林とその向こうに中央アルプスの景色、桜並木がきれいに見えます。ということで正直に、もう少し近づいたところから想定される図を示してほしかったと思います。

片谷委員長

P12. 12-34 の写真にある赤い道路が、近づくことによってもっと大きく見えるはずだからそれを見て予測評価した方がいいというのが陸委員や北原委員の御意見ですよ。梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

今回の補足資料の 2 ページのイメージで、橋梁ができてボックスカルバートがきて盛土になっていますが、こういう風になるのならもう少し橋梁を伸ばしていただいた方が景観への影響は少なくなりますので、道路構造で対処してほしいと思います。かなり盛土部分の圧迫感があると思います。

片谷委員長

事業者さん、どうぞ。

事業者
渡辺

今いただいた御意見の中の最初のフォトモンタージュの関係で P4-101 を御覧ください。先ほどの説明の繰り返しになる様で申し訳ないのですが、今回景観の関係でフォトモンタージュを作るにあたり、今回の事業の道路だけでなく、道路ができた場合の全体の景観を意識して作っており、その場合に選ぶ一つの目安として 4-101 の下の出典②の「伊那市パノラマビューポイントマップ」で選ばれた地点があったので、先ほどの⑪を選んだ

というのが今回の選定の考え方になっています。

片谷委員長

それは委員はみな理解しています。ただ P4-101 だと 12 番の地点よりもっと近づく道路が大きく見えるからそこを予測評価の対象にしないのはおかしいのではないかと趣旨の指摘です。選んだ根拠である伊那市パノラマビューポイントマップというのは、道路を作ることを前提としないで選ばれているはずなので、やはり道路が作られるときに景観がどう変化するかということを考えるための地点として適切であるという保証はないわけです。ですから委員からそういった指摘が出ていますので、道路がもっと明瞭に見える位置で評価をしたいということです。先ほど北原委員もおっしゃいましたが、見えるから道路を作るのがダメということではなく、見えてしまうものに対してどう保全対策をするか、というのが課題であるわけです。それをきちんとやっていただきたいという趣旨の御意見ですので、これはぜひ御対応いただきたいと思います。

現地を追加写真を撮ったり、モニタージュも追加で作らなければならないのでかなりの作業量になることは理解しますが、景観資源としての重要性は高いということです。

事業者
唐澤

本日は御意見として伺っておきたいと思います。

片谷委員長

委員会の指摘としては、評価書段階では近くで見える場所の予測評価を追加していただきたいということですね。陸委員それでよろしいですね。持ち帰って御検討ください。次回最終の審議になる予定ですので、次回までは無理だと思いますので評価書に追加していただく等、前向きに検討していただきたいと思います。

梅崎委員の発言の件はいかがですか。橋を伸ばしたらボックスカルバートがいらぬのではないかと御意見です。

事業者
唐澤

それに関しては、今時点での想定なので、今後事業の中でそこは検討していくということになります。

片谷委員長

ただ、景観や人と自然との触れ合いの予測評価に直接影響することですので、詳細の設計はこれからでいいのですが、橋の下にサイクリングロードをくぐらせた方が、よほど圧迫が少ないというのが梅崎委員の御指摘です。物理的に不可能な要因があるならしょうがないですが。

梅崎委員

先ほど、追加で写真を撮っていただきたいということも出ていましたが、そういったことも踏まえて、最初に、10mの堤防の近くの圧迫感は人家でなくてもあるのではないかと御指摘しました。これは構造的に橋を広げて橋台を作ってもらえばいいのかと思います。もちろん盛土が安いというのはよくわかりますが、特にそういう保存すべきところは少し配慮していただければと思います。

事業者
唐澤

構造に関しては、河川の近傍というのは河川の状態も色々あり、できる、できないというのが今の時点ではっきりしないので、そういった御意見があったということでお伺いしたということでしょうか。

片谷委員長

今日の時点ではそれでいいですが、詳細な設計は先だとしても評価書までには道路構造についてはなるべく固めていただかないと、特に景観、人と自然の触れ合い活動の場というような環境要素に対してはそれが直接影響してくるので、曖昧にしないでいただきたいというのが委員会側の立場です。

事業者
唐澤

すぐ北側にナイスロードがありますが、そこへの平面交差というのが条件としてありますし、先ほどの河川の状態も多々ありまして、現実にはそれをできる、できないという

のは現時点では判断が難しいところです。

片谷委員長

最終決定ができないとしても、方針として盛土区間を短縮し圧迫感を軽減するように努めるといったような方針は出せると思います。ここで言っているのはそういう趣旨です。

北原委員どうぞ。

北原委員

もう少し近づいたところからの写真でどのような景観になるかを知りたいわけで、盛土にするかとか橋梁を少し長くするかといった御検討は、そういう写真をもとにやっていただいてはいかがですか。今即断でできるような事でもないの、その写真で判断していただきたいと思います。

片谷委員長

最終的な道路構造の確定まで評価書に書いてほしいというつもりはないので、まずすぐに出来ることとしてもう少し近くで写真を撮ってモニタージュを作っていたきたいということです。それで重大な圧迫感をもたらすようであれば道路構造に反映させてできるだけ回避を図るといった方針は出していただきたいと思います。北原委員が言われたようにまずモニタージュを作って、それを見て検討するという手順ではないでしょうか、ということです。

事業者
唐澤

検討させていただいてよろしいでしょうか。

片谷委員長

写真自体を次回までとは申しません。次回は今後の対応の回答をいただけるようお願いいたします。

では30番に関しては、委員会としては眺望点を橋梁の近傍付近においていただくという指摘をして、評価書までの対応を強く要望するということで、陸委員よろしいですか。

では時間がオーバー気味ですが、32番の山室委員の御発言について、何か御意見はありますか。

事務局
是永

特段来ておりません。

片谷委員長

これは記載内容の訂正なので大きな問題があるとは思えませんので、了解ということでいいと思いますが、一応山室委員に確認してください。

最後の33番の人と自然との触れ合い活動の場ですが、先ほど触れておりましたがどういたしますか。

陸委員

30番と併せて発言しましたので、結構です。

片谷委員長

近くのモニタージュが出てくれば今のイメージと違うものが見えると思いますので、それを強く要望したいと思います。

それではひとつお見しましたが、前回御欠席した委員もいらっしゃいますので、あまり重くないもので、何か追加の御意見、御質問があればお受けいたします。よろしいですか。

ないようですので、資料1に関する審議はここまでとして、資料2-1、2-2に関する説明をお願いします。

事業者
渡辺

資料2-1は準備書に対する意見についてです。1は住民意見募集の概要です。(1)は意見募集期間で平成30年3月12日(月)～平成30年4月26日(木)となっており、(2)は意見提出件数で155件提出されています。(3)は意見書の内訳についてとなっ

ており、2大気質、3騒音、4振動、7水象、9日照阻害、10動物、植物、生態系
11景観についてそれぞれ記載の件数の御意見の提出がありました。それでは御意見の中身を御説明させていただきます。

1は大気質と騒音に関する御意見です。接続道路の接続位置である宮田村、大田切地区の住宅密集地に信号が設置されれば、多くの車両が常時停止、発信し、伊駒アルプスロード本線及び接続道路に勾配があるため発信車両がエンジンをふかし、騒音問題、廃棄ガスによる被害が甚大である。

この道路は不要なものであるが、新設するのであれば松の原工業団地からの進入路と接続交差が地域住民への影響を最小に抑えられる方策として路線の設計変更を求める、というものです。ここでいう接続道路というのは現在の国道から新しい道路への取り付け道路のことを指しています。こちらの件数は41件となっていて、これに対する見解として、「接続道路は周辺環境への影響、住宅への影響、宮田市街地への接続性を考慮して位置を選定しています。騒音、大気質について、方法書に基づいてそれぞれ予測評価を行い、当該箇所が基準または目標を下回ることを確認しています。意見位置への変更は、地域特有の地形である「段丘」を含む、地域改変の影響が大きく、宮田市街地への接続距離も長くなるため、原案の道路の位置が最適と考えています。」となっています。

2番は大気質、騒音、振動に関する御意見です。「交通により騒音や公害の発生が懸念される。」2番目は「伊那市原新田の一般県道沢渡高遠線交差点付近では、調査において一部騒音の環境基準を超えるところがあることから、特に配慮してほしい」というものです。見解としては、「大気質、振動は全線で環境基準または参考値を下回っておりますが、騒音については環境基準を超過している伊那市原新田区においては、低減措置を図ります。また、施工管理上等のモニタリング調査の実施を検討しています」としております。

3番は大気質、騒音、日照阻害、景観に関するものです。「宮田村大田切における道路構造が直壁嵩上式や盛土嵩上式では近隣住民に与える圧迫感、通風性の無さからくる不快感、現在ある眺望の阻害、地域の分断感が生じてしまい絶対に容認できない。特に道路北側に居住する住民や道路北側で田畑を耕作する者にとっては、日照阻害、通風性、騒音や排気が籠るなどの重大な影響が考えられる。このため道路構造は直壁嵩上式や盛土嵩上式ではなく、高架橋式とすべきである」こちらの意見が41件です。これに対する見解としては「道路構造形式は、経済比較から直壁構造、盛土構造を選定しています。景観、日照阻害、騒音、大気質について、方法書に基づいて予測評価を行っています。日照阻害、騒音及び大気質については、基準または目標を満足することを確認しており、景観については環境保全措置を講じることで環境への影響を低減します。なお、構造物設計にあたっては、地元の皆様や関係機関と協議を行い進めてまいります。」としています。

次に4番は水象についてです。「農地分断後の円滑な維持管理を考慮し、側道両脇に農業、用水路、排水路を取付けてほしい、農業用水路を確保してほしい」というもので、件数は3件となっております。見解としては、「農業用水路の付替えにあたっては、従前の農業用水が確保できるよう、機能回復を図ります」としております。

5番は日照阻害に関するもので「宮田村大田切における2階の日影時間が指標以内とされているが、近隣で1階に居住している者や田畑を耕作している者にとっては容認できない」というものが1件ございました。こちらの見解として「日照阻害の予測評価手法は、技術手法に則っており、技術手法中に記載のとおり、「公共施設の設置に起因する日影により生ずる損害等に係る費用負担について」の別表を参考となる指標とし、住居を予測評価の対象としています。

また現地の状況から、都市計画区域の「第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、又は近隣商業地域もしくは準工業地域のうち土地利用の状況が第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域における土地利用の状況と類似していると認められる区域」に相当すると考え、その指標が2階での日影時間であることから、2階を予測評価の対象としています。

6番も日照阻害についての御意見です。「伊那市原新田の一般県道沢渡高遠線交差点の周辺には民家が多く点在するため日照阻害がないよう配慮してほしい」というものです。

見解としては「当該交差点付近には、盛土高が概ね 1.6m～2.1mと低いこと及び盛土法面勾配が 1:1.8 と緩いことから、より影響が大きい高架橋部においても指標以内であるため、指標以内になります」としています。

7番は動物等についての御意見です。「自然環境のみならず、動物の生態にも影響があると思うため、現状に近い高さの道路としてほしい」ということです。見解としては「動物については平成 27 年 2 月から平成 29 年 9 月にかけて現地調査を行いました。把握した種は環境保全措置の実施により生息・生育基盤及び種の生息・生育が保全されると考えます。

事業の実施にあたっては、改変区域を極力少なくし、生息・生育保全環境への影響を低減するほか、移動経路の機能を確保して、移動能力の大きい動物に対する生息への影響を低減します」としています。

8番は景観に関する御意見です。「選定された主要な眺望点では、改変はないと予測されているが、選定された地点に限らなければ、宮田村大田切区域を高架で通過すれば近隣住民にとっては景観が大きく改変されてしまい影響は大きい。このため平面交差道路を強く要望する」というものです。見解としては「渡河部前後の計画は、道路構造令で定められた縦断勾配を基本に、冬期の凍結によるスリップ防止、現道の通行の確保も考慮しながら、宮田村区間の高さを極力抑える計画としております。景観について、主要な眺望点からの眺望景観の変化の予測評価を行い、デザイン、色彩の検討により影響を低減することとしています。なお、橋梁設計にあたっては、地元の皆様や関係機関と協議を行い進めてまいります」としています。

9番も景観に関するものです。「伊那市富県における中央アルプスや南アルプス、田園風景等の景観保護のため、道路高を現状に近い高さ又は既存道路と高低差がない平面交差にしてほしい」というものです。

見解としては、「伊那市富県地区の計画区間全体の走行性及び安全性に配慮し、可能な限り緩やかな縦断勾配としながら、地域の既存走路を函渠等で交差させることに配慮して決めます。当該道路南東の主要な眺望点からの景観資源の眺望は阻害しないと予測評価しておりますが、計画路線全体において、法面等の緑化や道路付属物の形状、デザイン、色彩の検討により、新設する道路を可能な限り周辺景観に調和させることで、影響を低減することとしています。なお、道路設計にあたっては、地元の皆様や関係機関と協議を行い進めてまいります」としています。

資料 2-2 は都市計画道路の変更に係る意見についての資料となります。

去る 6 月 8 日に開催された都市計画審議会での説明資料と同じものです。

1 番については都市計画と環境影響評価のそれぞれの手の流れを示しております。

2 番は縦覧期間です。平成 30 年 3 月 12 日～4 月 12 日となっています。

3 番の意見書提出期間は平成 30 年 3 月 12 日～4 月 26 日です。

4 番は都市計画案及び準備書に関する説明会については、経過を記載しています。

5 番の意見書については、全部で 155 名となっています。

先ほどの意見書と同数となっていますが、今回提出された意見について環境影響評価と都市計画の両面から取扱うとしているためです。概ねの意見の内容としては、早期開通を求める意見、構造、取付道路接続位置の変更を求める意見、ルートの変更を求める意見などがございました。各意見と都市計画決定権者の見解は今後の都市計画審議会において示していくこととしております。

次ページは意見のあった場所とその内容を記載したものです。今回は 155 件の意見書をいただきましたが、それぞれ地区で同様の意見が提出された状況です。

こちらに記載のとおり宮田村については構造、取付道路接続位置の変更を求める意見、日照、眺望阻害、騒音、排気ガス等の意見です。

伊那市東春近についてはルートの変更を求める意見、伊那市の富県については構造の変更を求める意見、景観保護、農業条件悪化防止等こちらが主な内容です。

説明は以上となります。

片谷委員長

ありがとうございました。今の資料2-1、2-2に対しての御質問、御意見を承りますがいかがでしょうか。

住民の方々の御意見もこの委員会を出ている懸念とかなり重複していますね。一方で早期開通を求める意見も出ておりますが、当然早期開通を求める方の御意見も環境影響を無視して早く作れというわけではないはずですので、しっかり対応していく必要があると思います。特に道路構造は道路の高さをなるべく低くということですが、平面交差ばかりにしているとバイパス効果が薄れますし、高さについては下げたりする余地は残っていますか。

事業者
唐澤

今後地元の皆さまとの話し合いでは考慮できるかと思えます。

片谷委員長

少しでも住民の方の要望に近づける努力が見えると意見のトーンが変わってくると思いますので、是非可能な限り対応いただきたい点ですね。

いかがでしょうか。特に御発言もないようですので、基本としては100%全部というのは不可能ですが、住民の皆さんの要望に可能なものについては近づけるような姿勢でこれからも対応していただきたいと、委員会からも要望していきたく思います。よろしくをお願いします。

次回この委員会としての答申をまとめますが、これだけ数があるのでその中でできるだけ住民の皆様の懸念は解消するようという、総論的な意見は加えていきましょう。事務局としても意識しておいてください。

では特に御発言がなければ資料2-1、2-2に関する審議はここまでとさせていただきます。

では今日議事1の伊駒アルプスロードの審議は以上とさせていただきます。次回は最終の審議の予定ですので、今後追加で事業者さんに何らかの回答を用意していただくようなご質問を出していただく場合は、できるだけ早く出していただくようお願いします。事務局からは1週間後の6月29日までということで聞いておりますので、今後追加で御意見があれば期日までに事務局までお願いします。

今日はかなりご欠席の委員がいらっしゃるの、事務局から先ほどの確認事項と追加意見等の連絡も一緒にお願いします。

では今後の審議予定について事務局から説明をお願いします。

事務局
是永

今後の審議予定です。第4回の技術委員会を7月27日（金）の午後1時30分から議会棟第1特別会議室で開催し、伊駒アルプスロード準備書の第4回目の審議と、技術委員会意見の整理と集約に向けて御議論をお願いいたします。

その他、環境影響評価手続が終了し、既に事業に着手している事業者より毎年度6月30日までに事後調査報告が提出されますので、リニア関連、廃棄物焼却施設等の事後調査に関しまして御審議をお願いする予定としております。

また、先ほど委員長からもお話があったとおり、追加の御質問、御意見がございましたら、6月29日（金）までに事務局までお寄せくださるようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

全体を通じて何か御質問等あれば承りますがいかがでしょうか。

では特に御発言がないようですので、ここまでとさせていただきます。ご協力いただきましてありがとうございました。

事務局にお返しします。

事務局
寒河江

本日の技術委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。